

日・Bangladesh経済連携協定（EPA）

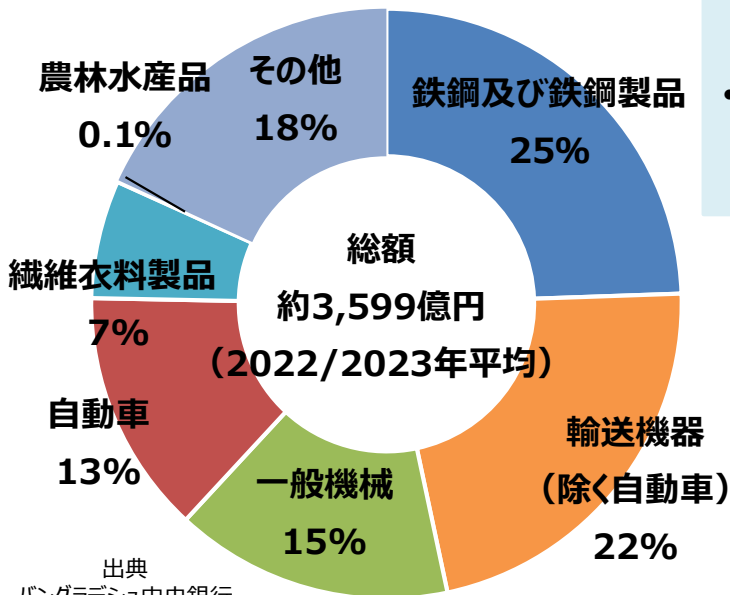
令和8年（2026年）10月
外務省・財務省・農林水産省・経済産業省

意義

- ◎ Bangladeshは伝統的な親日国。2023年4月、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げ。Bangladeshにとって最初のEPA。
- ◎ 中印ASEANに囲まれた要衝であり、魅力的な成長市場である一方、日本企業のプレゼンスは他国に劣後（日本は輸出先11位、輸入先9位、対内直接投資13位）。最大の援助国である日本のプレゼンスをてこに、円滑なビジネス環境のための法的基盤を整備することが急務。
- ◎ 日本にとって後発開発途上国（LDC）との最初の二国間EPA。今後のグローバルサウスとの通商交渉拡大、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の実現、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の観点からも有益。

物品の市場アクセス

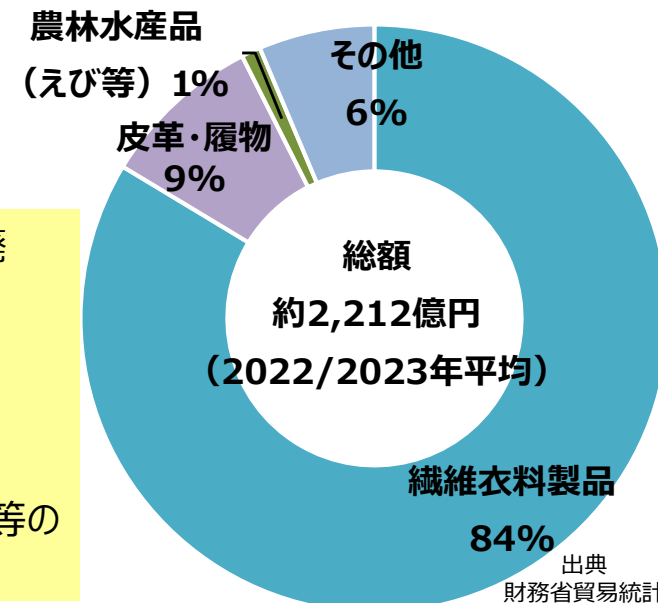
日本⇒Bangladesh
輸入額の約83%を無税に



- ・ 高関税が課されている鉄鋼、自動車部品等多くの品目で、即時～18年以内の関税撤廃
- ・ 乗用車（完成車）は将来にわたり他国に劣後しない待遇
- ・ 和牛肉、水産物（ぶり、たい、ほたて）、果実（りんご、ぶどう等）、緑茶、醤油等について即時～18年以内の関税撤廃

- ・ 多くの鉱工業品で即時又は段階的な関税撤廃
- ・ 繊維製品への関税は即時撤廃
※現行無税（LDCを優遇する特惠税率）
- ・ えび、紅茶、香辛料等への関税は即時撤廃
※現行無税（LDCを優遇する特惠税率）
- ・ 米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要五品目は関税削減・撤廃から除外

Bangladesh⇒日本
輸入額の約91%を無税に



日・Bangladesh経済連携協定（EPA）

ルール整備やサービスの市場アクセスにおける成果

- ◎ 投資、電子商取引、政府調達、知的財産、国有企業、補助金、競争、労働を含む幅広い分野でルールを整備。これらは日本企業の円滑な活動に寄与。
- ◎ サービス貿易について、Bangladeshは、コンピュータ関連サービス、建設・エンジニアリングサービス、運送サービス等を含め、WTOの分類に基づく約150のサービス分野のうち約100分野で自由化を約束（これまでは16分野のみ約束）。日本企業のビジネスチャンスを拡大。

具体的な裨益の例

- ✓ 電子商取引に関し、自由なデータ流通の確保やコンピュータ関連設備の設置要求の禁止により、デジタルを活用したビジネス環境の整備を促進。
- ✓ 政府調達に関し、対象調達の手続の透明性確保や供給者の無差別待遇等により、Bangladesh政府調達市場への日本企業進出を後押し。
- ✓ サービス貿易に関し、日本の建設・エンジニアリング企業がBangladeshのインフラ整備プロジェクトに参入しやすくなり、同国での事業展開を後押し。

交渉の経緯

2024年3月	交渉開始を決定
2024年5月～2025年9月	7回の交渉会合 (その後、実務協議を継続)
2025年12月	大筋合意を発表
2026年2月	署名

Bangladesh基礎データ

人口： 約1億7,568万人（世界銀行）
一人当たりGDP： 2,597米ドル（世界銀行）
在留登録の邦人数： 1,037人
日本企業拠点数： 338社

※いずれも2025年のデータ

（参考）日・ Bangladesh 経済連携協定（EPA）：ルール分野の概要

物品の貿易

- ✓ 関税の撤廃又は削減、内国民待遇義務のほか、輸出入の制限、輸出補助金、輸出税、輸入許可手続等のルール、一時的な緊急措置（セーフガード措置）に係る手続的要件（発動期間等の条件及び制限、調査の際の通報、協議等）等を規定。

原産地規則

- ✓ 本協定に基づく関税の撤廃又は削減の対象となる原産品の認定要件及び証明手続等について規定。
- ✓ 第三者証明及び認定輸出者制度を採用。将来における輸入者・輸出者・生産者による自己申告制度の導入について定めつつ、我が国については効力発生時からの輸入者自己申告の実施を規定。

税関手続及び貿易円滑化

- ✓ 関税法令の予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、事前教示制度や通関手続に数値目標を設定、税関職員の汚職防止措置や苦情申立て制度等、通関の迅速化や税関手続の簡素化に資するルールを規定。

衛生植物検疫措置

- ✓ 衛生植物検疫措置が貿易に対して不当な障害をもたらすことのないよう、WTO・SPS協定の権利・義務の確認や衛生植物検疫措置に関する情報提供を通じた透明性の確保等を規定。

強制規格、任意規格及び適合性評価手続

- ✓ 強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に対して不必要な障害をもたらすことのないよう、WTO・TBT協定の権利・義務の確認や透明性等を規定。

サービスの貿易

- ✓ 市場アクセス、内国民待遇及び最恵国待遇並びに規制及び措置の透明性の確保等の義務を規定。金融サービスに関する追加的なルールを規定。

自然人の移動

- ✓ 商用目的の自然人の入国及び一時的な滞在の許可並びにそのための要件及び手続に関するルール等を規定。

投資

- ✓ 内国民待遇、最恵国待遇、公正衡平待遇、特定措置の履行要求の禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決等を規定。

電子商取引

- ✓ 情報の電子的な手段による越境移転（データ・フリーフロー）、コンピュータ関連設備の自国領域内への設置要求禁止、ソース・コードの移転及びアクセス要求禁止、消費者保護、個人情報保護等を規定。

政府調達

- ✓ 政府機関等が行う基準額以上の物品及びサービスの調達に関し、内国民待遇、各締約国の機関がとるべき詳細な調達手続及び透明性の確保、落札後の情報の開示や苦情申立て手続等を規定。

知的財産

- ✓ 著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、植物新品種、開示されていない情報の保護等の知的財産を対象に、知的財産権の取得や行使（民事上及び刑事上の権利行使手続、国境措置等）について規定。

競争

- ✓ 自由で開かれた競争を促進するため、競争法及び競争当局の独立性の維持、競争法の執行における手続の公正な実施、競争当局間の協力、消費者保護等を規定。

補助金

- ✓ 市場歪曲的効果のある補助金の防止のため、両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼし得る補助金の禁止、特定のサービス補助金を含む補助金通報、協議手続等を規定。

国有企業

- ✓ 国有企業と民間企業との間の公正な競争条件の確保を目的として、国有企業の活動における商業的考慮、無差別待遇、情報交換等を規定。

ビジネス環境の整備

- ✓ 両締約国の政府が関係団体とも連携・協力しつつ、ビジネス環境の整備に関する幅広い課題を解決するために取り組むこと等を規定。

労働

- ✓ 労働における基本的な権利の尊重のほか、労働に関する法令が貿易・投資に対する偽装した制限となるべきでないことを認めること、保護水準の緩和等によって貿易・投資を奨励してはならないこと等を規定。

環境

- ✓ 環境に関する法令を貿易に対する偽装した制限となるような態様で用いてはならないこと、保護水準の緩和等によって貿易・投資を奨励してはならないこと等を規定。

透明性

- ✓ 法令等の速やかな公開、照会手続、行政手続の透明性向上、行政上の行為の審査及び是正の手続の維持、腐敗防止措置等を規定。

協力

- ✓ 貿易・投資の自由化及びビジネス環境の整備を基本原則とし、想定される協力分野や協力に関する小委員会の設置を含む「協力」の在り方に関する原則的な事項等を規定。

紛争解決

- ✓ 本協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争を解決する際の協議、仲裁裁判所の設置等を規定。